



鳥取県公報

平成12年2月29日(火)

第7158号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示
 - 保険医療機関の指定（保険課） 1
 - 中海に係る湖沼水質保全計画の決定（環境政策課） 2
 - 保安林の指定予定（2件）（森林保全課） 2
 - 保安林の指定の解除予定（3件）（ 〃 ） 3
 - 土地収用法による事業の認定（2件）（管理課） 4
 - 一般国道の区域の変更（道路課） 5
 - 一般国道の供用の開始（ 〃 ） 6
 - 都市計画の変更予定（4件）（都市計画課） 6
- ◇ 選管告示
 - 選挙管理委員会委員長の退職の承認 8
 - 選挙管理委員会委員長の住所及び氏名 8
 - 選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定 8
 - 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 8
- ◇ 教委規則
 - 鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（総務課） 9

告 示

鳥取県告示第101号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43の3第1項の規定に基づき、保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第2条の規定により、次のとおり告示する。

平成12年2月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団高田内科医院	境港市朝日町93	平成12年2月15日
ますだ歯科医院	鳥取市古海654-2	〃
池畑歯科医院	米子市茶町73	平成12年2月16日
都田内科医院	米子市紺屋町133	平成12年2月22日

鳥取県告示第102号

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項及び第2項の規定に基づき、中海に係る湖沼水質保全計画を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により告示する。

平成12年2月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を鳥取県生活環境部環境政策課及び鳥取県米子保健所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第103号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成12年2月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八東町大字佐崎字懸橋16、17、17の1、字上野91の1、字前河原138、字椎ノ木鼻258、字睦久目364、365、366の1から366の3まで、375の1、375の2、383の2、504、504の1、字背戸山402の1、423、423の3、441、字西ケ谷424、424の1、424の3から424の5まで、424の10から424の13まで、424の15から424の25まで、424の27から424の31まで、424の36、424の37、424の39から424の44まで、424の46、424の48、424の49、424の55から424の59まで、424の61から424の68まで、424の71、424の72、424の74、424の76から424の83まで、424の85、424の86、424の88から424の90まで、424の95、424の97、424の98、字西ケ谷西平425、426、426の1から426の7まで、426の9から426の25まで、字西ケ谷口427、字背戸山平428から438まで、445、445の1、447、字大平448の1、448の2、449、450、450の1、450の2、451から453まで、字椎ノ木鼻平455、457の1、457の2、字丸山472、字西ケ谷東平477、477の2から477の4まで、478から483まで、字大杉原484、484の3から484の6まで、484の10、485、486、490、491、字深サコ山494の3、494の4、495の2、字上野平499、509、510、512、字上野谷518、字深サコ496、497の1、498、字上エノ山524から528まで、字トフキングキ529、530、531の2、字亀ノ甲山534の1、534の3から534の6まで、字懸橋谷536、536の1、537から539まで、541の2、字懸橋山544、544の1から544の17まで、544の20、544の21、545、字清水谷546、546の1から546の6まで、546の8、546内第6、547、548、551から553まで、字清水ケ谷630、630の1、630の2、字池尾555、555の1から555の13まで、555次1、555次1の1、555次1の2、555次2、555次2の1から555次2の3まで、556の1、557から560まで、560の1、561、631、631の1から631の6まで、632、632の3、632の5、632の6、632の8、632の10、633、633の1、633の2、字大谷口562の1、563の1、563の2、564、566の1、569の1、571の1、字上河原572の1、573の1、573の2、字向イ河原591の1、591の3、592の1、592の2、593の2、594の1、595の1、595の4、595の5、596、597、598の1、字草谷599の1、599の2、599の4、600の1、601から603まで、604の1、604の2、605の1から605の3まで、字前河原山606の1、606の2、607の1、608の1、609の1、610の1から610の4まで、611、611の1、612の1、612の2、613、字上河原山614の1、614の2、617、617の1、618の3から618の11まで、620の1から620の4まで、字ハセ尾622、622の1から622の4まで、622の6から622の13まで、字水ノ元623、624、624の2から624の6まで、字坂中625、625の1、625の2、625の4から625の6まで、625の8、625の10、625の11、626の1、626の3から626の8まで、627、627の3、627の6、627の7、629、629の1から629の3まで、629の5から629の7まで、字大馬小屋628の1、628の2、字キダハシ634、634の1から634の6まで、634の9、634の11から634の18まで、字キジガ尾635の5から635の8まで、635の14、635の16、635の18、字畑ノ尾636、636の1から636の15まで、636の17から636の20まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八東町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第104号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成12年 2月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字糸白見字阿サ谷690の6、690の16、690の39、690の40、690の46、690の51

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第105号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成12年 2月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字宇野字西又二1963の55・1963の56・1963の67・1963の68・1964の5・1964の6(以上6筆国有林)

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字宇野字西又二1963の67・1963の68(以上2筆国有林)

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第106号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年2月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町赤松字机1661(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

ダム用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第107号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年2月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町赤松字机1661(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

ダム用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第108号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年2月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

- 大山町
- 2 事業の種類
農業集落排水事業豊房地区処理施設建設工事
- 3 起業地
(1) 収用の部分 西伯郡大山町豊房字倉ヶ坪地内
(2) 使用の部分 なし
- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
西伯郡大山町国信550-1
大山町役場

鳥取県告示第109号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年2月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称
大山町
- 2 事業の種類
農業集落排水事業種原地区処理施設建設工事
- 3 起業地
(1) 収用の部分 西伯郡大山町飯戸字屋敷ノ下地内
(2) 使用の部分 なし
- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
西伯郡大山町国信550-1
大山町役場

鳥取県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年2月29日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年2月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
313号	変更前	倉吉市和田東町字中島145地先から同市和田字奥岩井谷505-1地先まで	7.0~61.0	1,032.0
		倉吉市和田東町字下畑田182-1地先から同市和田字中峯837-4地先まで	18.0~70.0	781.0
		倉吉市和田字井津尻480地先から同市和田字中峯844-2地先まで	6.7~23.5	143.0
		倉吉市和田字上畑180地先から同市和田字寺澤476-1地先まで	7.0~31.5	814.0

変更後	倉吉市和田東町字中島145地先から同市和田字奥岩井谷505-1地先まで	8.0~70.0	966.0
	倉吉市和田字井津尻480地先から同市和田字中峯844-2地先まで	6.7~23.5	143.0

鳥取県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年2月29日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年2月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
313号	倉吉市和田東町字中島145地先から同市和田字奥岩井谷505-1地先まで	平成12年3月1日

鳥取県告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成12年2月29日から同年3月14日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町116）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成12年3月14日までに知事に意見書を提出することができる。

平成12年2月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路3・5・8号滝山桜谷線及び3・5・11号正蓮寺甌山線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市桜谷字南大道及び字附当並びに杉崎字非田

追加する部分

鳥取市杉崎字非田、字野原及び字中代並びに桜谷字亀ヶ尻、字中ノ丁、字大政及び字平田

鳥取県告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成12年2月29日から同年3月14日まで米子市役所（米子市加茂町一丁目1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成12年3月14日までに知事に意見書を提出することができる。

平成12年2月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路3・4・12号米子駅福生線及び3・4・31号車尾上福原線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

米子市上福原字一町田、上福原一丁目及び上福原二丁目

追加する部分

米子市車尾字前河原、字下前河原、字東宮ノ前、字東古川尻、字西古川尻及び字西浜中、上福原字南浜中、字上砂田、字中浜中、字砂田、字下築田及び字西ノ前並びに上福原一丁目

鳥取県告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成12年2月29日から同年3月14日まで米子市役所（米子市加茂町一丁目1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成12年3月14日までに知事に意見書を提出することができる。

平成12年2月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画流通業務団地米子流通業務団地

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

米子市流通町

鳥取県告示第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成12年2月29日から同年3月14日まで境港市役所（境港市上道町3000）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成12年3月14日までに知事に意見書を提出することができる。

平成12年2月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画臨港地区境港臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

境港市昭和町、大正町、浜ノ町、弥生町並びに外江町字矢尻川東、字三軒屋灘及び大字大杖

追加する部分

境港市中野町、福定町、竹内町、美保町、高松町、新屋町、竹内団地、上道町並びに外江町字油田、字内荒山及び字外荒山

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第185条第1項の規定に基づき、選挙管理委員会の委員長の退職の承認をしたので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第5条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年 2月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 退職を承認した委員長の住所及び氏名
鳥取市上町125 細川 哲
- 2 退職を承認した年月日
平成12年 2月21日

鳥取県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により、次のとおり委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第1条第4項の規定により告示する。

平成12年 2月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 住所 八頭郡八東町大字才代326
- 2 氏名 中村碩男

鳥取県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定する委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第4条第1項の規定により告示する。

平成12年 2月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 住所 西伯郡淀江町大字淀江601
- 2 氏名 須山修次

鳥取県選挙管理委員会告示第17号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成12年 2月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

一の表国立三朝温泉病院の項を削る。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則をここに公布する。

平成12年 2月29日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第4号

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲)

第2条 条例第2条第1号に規定する教育委員会規則で定める事務は、通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 第4条第1項の規定による通勤手当の月額決定又は改定
- (2) 第4条第2項の規定による通勤手当認定簿への記載

2 条例第2条第2号に規定する教育委員会規則で定める事務は、教育職員の免許状に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）に基づく事務のうち、市町村（市町村の組合を含む。）が設置する学校に勤務する者に係る事務で次に掲げるものとする。

- (1) 第4条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による教育職員免許状授与願の受理及び鳥取県教育委員会への送付
- (2) 第10条第1項の規定による教育職員検定願の受理及び鳥取県教育委員会への送付
- (3) 第11条第1項の規定による教育職員検定願の受理及び鳥取県教育委員会への送付

3 条例第2条第3号に規定する教育委員会規則で定める事務は、鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 第7条（第20条において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理及び鳥取県教育委員会への送付
- (2) 第10条（第20条において準用する場合を含む。）の規定による誓約書の受理及び鳥取県教育委員会への送付
- (3) 第13条（第20条において準用する場合を含む。）の規定による借用証書の受理及び鳥取県教育委員会への送付
- (4) 第17条第1項、第3項及び第4項（第20条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の受理及び鳥取県教育委員会への送付のうち奨学金の貸与を受けている者に係るもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の規定は、同年10月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 平成12年10月1日前にされた届出に係る決定その他の行為については、第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成12年10月1日前に鳥取県教育委員会がした決定その他の行為は、第2条第1項の規定により事務を処理する市町村の教育委員会のした決定その他の行為とみなす。前項の規定により鳥取県教育委員会がする決定その他の行為についても、同様とする。
(鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部改正)
- 4 鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を次のように改正する。
第21条を削り、第22条を第21条とする。